

野外焼却についてのお願い

近年、ごみの野焼きに関する苦情(相談)が増えています。野外焼却(野焼き)は火災発生の原因になるばかりでなく、煙や臭いで気分が悪くなったり、布団・洗濯物に汚れや臭いがつくなど近所迷惑になることもありますので、野外での焼却はやめましょう。

例外的に焼却が認められているもの

もみ殻、稲わら、あぜ道の草など
どんと焼きなどでのしめ縄、お札など

河川の草木、災害時の応急対策、火災訓練
たき火、キャンプファイアーなど

これらのものをやむを得ず焼却する時は

天候や風向きなどに気をつける
など周囲に気配りをお願いします。

少量ずつ燃やす

簡易焼却炉は使用できなくなりました

2002年12月1日から焼却炉の構造基準が強化され、二重扉や助燃装置などが必要になり、この基準にあわない簡易な焼却炉の使用は野外焼却となります

ごみを減らす工夫を!

1. 生ごみや草木などは自然に還す
2. 使い捨て商品なるべく買わない
3. 使える物は修理して長持ちさせる
4. 過剰包装は断る
5. 買い物袋を持参する
6. 資源回収などの地域活動に協力する

皆さまのご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ先

役場住民福祉課(☎77-3613) 支所住民室(☎78-2212)

ごみ収集の変更点について

平成19年4月から、循環型社会への取り組みとして、ごみ収集の内容を下記のように変更して実施しています。美波町全体が循環型の地域として進んでいけるようご協力をお願いします。

変更点

今まで、固めるテンブル等で可燃ゴミとして 収集していた家庭の廃油について

廃油を回収するドラム缶を美波町役場(西側通用口裏)・由岐支所(正面玄関横駐車場隅)・阿部出張所(身障者用駐車場横)・日和佐老人福祉センター(西側通用口付近)に設置しています。油の入っていた容器やペットボトルに廃油を入れてキャップをしドラム缶に入れていただきます。回収した廃油は燃料、石鹸、配合飼料などに再利用されます。

注意していただきたいこと

必ずキャップをしっかりとお閉めください。

この回収方法が浸透してくれば設置個所を増やしていきますので、ここなら設置して大丈夫!という箇所、要望があればご連絡ください。

お問い合わせ先 役場住民福祉課(☎77-3613)
支所住民室(☎78-2212)

犬・猫を飼っている方へのお願い

1. 犬の飼い方

柵等で囲まれた飼い主の敷地内、室内、または人の生命や財産などに危害を与えず、人に迷惑を及ぼすことのない場所を除いて、犬の放し飼いはしないようにしましょう。

犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないよう注意しましょう。

飼い主は犬による危害や迷惑を防止するため、適切なしつけや訓練をしましょう。

屋外で運動させる場合には、原則として引き運動を行い、犬を制御できる者が行いましょう。

2. ねこの飼い方

周辺の環境に応じた適切な飼い方で、近隣に迷惑を及ぼさないようにしましょう。

感染症の防止、交通事故など不慮の事故の防止等ねこの健康と安全のためにも、室内で飼うように努めましょう。

室内で飼うことができない場合には、不妊去勢等の繁殖制限を行いましょう。

3. 子犬・子ねこを譲渡する場合は

母犬(ねこ)から乳をもらっている間の譲渡は避け、社会化期()を経た後に譲渡するように努めましょう。

社会化とは、社会的行動の学習によって、社会集団のメンバーとして適当な行動ができるようになることをいいます。犬の社会化期は3週齢から12週齢といわれ、ねこの社会化期は3週齢から9週齢といわれています。この社会化期に、親や兄弟(姉妹)との触れあいが十分になされれば、すばらしい家庭動物としての基礎が築かれることとなります。